

## 「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定書

亀岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人助けあいジャパン（以下「乙」という。）は、トイレトレーラー「みんな元気になるトイレ」（以下「本件トイレ」という。）の派遣協力等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、災害時における本件トイレの派遣要請及び派遣協力に関して必要な事項を定めるものとする。

### （登録）

第2条 甲は、本件トイレの派遣要請及び設置協力を行うにあたり、別紙に掲げる事項を事前に届けるものとする。（別紙 災害派遣ガイドライン「トイレ派遣に関する事前設定事項」の登録）

### （要請）

第3条 甲は、本件トイレの派遣要請をする必要が生じたときは、乙に本件トイレの派遣要請をするものとする。

2 乙は、前項による要請を受けたときには、本件トイレを所有する自治体に情報を共有するとともに、派遣について調整を行うものとする。

3 甲は、前項による派遣の調整の結果に基づき、派遣協力側自治体に対し、ファクシミリ、電話又は電信により派遣要請を行い、後日、遅滞なく文書により通知するものとする。

### （協力）

第4条 甲は、本件トイレの派遣要請を受けたときは、速やかに当該派遣要請に応じて、指定された場所に本件トイレの派遣を行うものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、別に災害協定を締結する自治体へ本件トイレを派遣する必要がある等やむを得ない理由で乙の派遣要請に応じることができないときは、速かにその旨を乙に通知する。

3 第1項の派遣に係る経費の負担については、別に定める。

### （協議）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和4年12月14日

甲 京都府亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市長 桂川 孝裕

乙 東京都大田区田園調布4丁目44番地14  
一般社団法人助けあいジャパン  
代 表 石川 淳哉